



地区名	対象区域	お問い合わせ先
南小岩七・八丁目地区	南小岩三丁目の一部、四丁目の一部、五丁目の一部、六丁目の一部、七丁目、八丁目、東小岩四丁目の一部、五丁目の一部、六丁目の一部	江戸川区役所 都市開発部 まちづくり推進課 まちづくり第二係 03-5662-6470 (直通)
松島三丁目地区	松島二丁目の一部、三丁目	
平井二丁目付近地区	平井一丁目の一部、二丁目、小松川三丁目の一部	江戸川区役所 都市開発部 まちづくり推進課 まちづくり第一係 03-5662-6435 (直通)
南小岩南部・東松本付近地区	南小岩一丁目、二丁目、三丁目の一部、四丁目の一部、東松本一丁目、鹿骨三丁目の一部、四丁目の一部	

※助成の交付決定は当該年度の予算の範囲内で行います。



詳しくは江戸川区ホームページをご確認ください。

江戸川区 不燃化

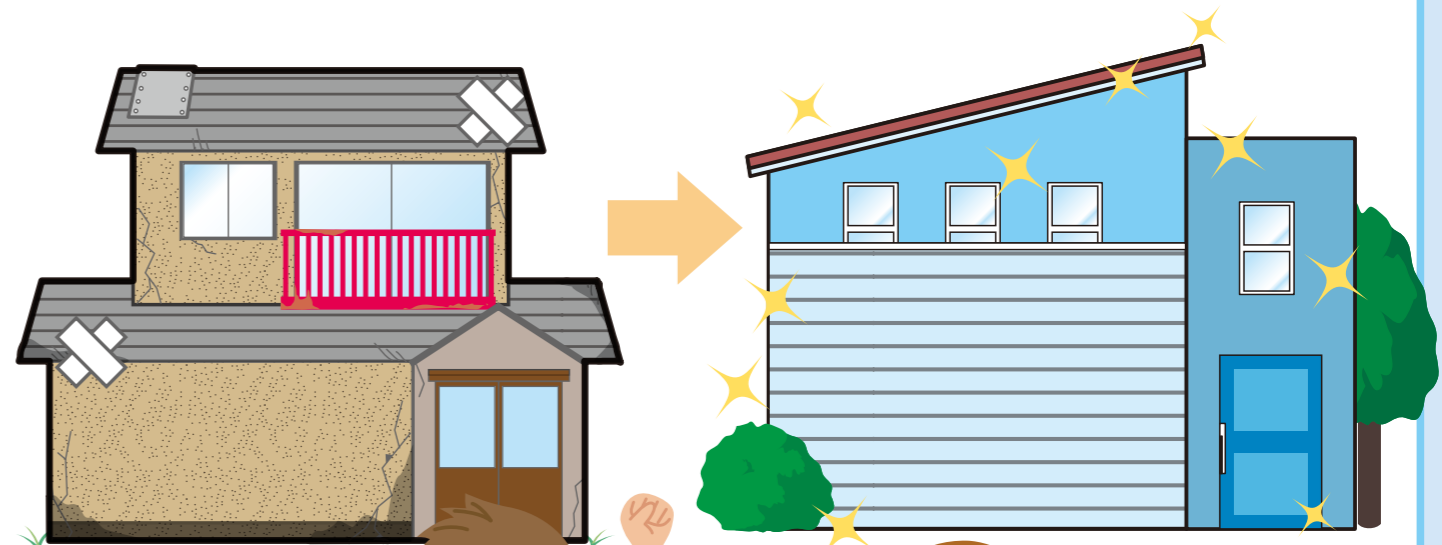
検索



江戸川区
ホームページ

不燃化特区助成制度のご案内

不燃化特区内における老朽建築物の
取壊し・建替え費用の一部を助成します



建替えて
安心して
暮らせるよう
になったよ

気がかりだった
空き家を取壊せて
よかったわ

助成期間は令和12年度まで



ともに、生きる。

江戸川区

不燃化特区制度内容

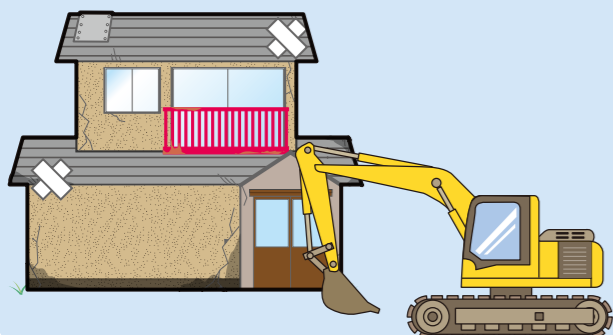
制度① 建物の取壊しをお考えの方へ

老朽建築物取壊し費用

助成対象

昭和56年5月31日以前の木造建築物の取壊しをする方

※詳しい助成要件についてはホームページをご覧ください。



助成金額

- ①取壊し費用
延床面積 (㎡) ×@23,000円 (限度額)
- ②石綿(アスベスト)分析調査費・除去処分費用
延床面積(㎡) ×@10,000円 (限度額)

例:延床面積100㎡の老朽建築物を取り壊す場合
 ①取壊し費用の助成 230万円
 ②石綿分析調査・除去処分費用の助成 100万円
 ※①②ともに実際にかかった費用と比較し低い額が助成金額となります。

令和8年度より取壊し費用の助成単価を変更しました。助成単価は対象承認時の単価が適用されます。

制度② 建物の建替えをお考えの方へ

建築設計費用・工事監理料

助成対象

昭和56年5月31日以前の木造建築物を耐火・準耐火建築物に建替える方

※制度1の老朽建築物取壊しを行うことが必要です。詳しい助成要件についてはホームページをご覧ください。



助成金額

助成対象床面積 (建築物の1階～3階の総床面積) に応じて区が算出した額

例:延床面積100㎡に建替える場合
 設計・工事監理費用の助成 245万円(※)

※令和8年4月1日現在の助成金額
 詳しくは区ホームページをご覧ください。

制度③ 建物の取壊し・建替えでお悩みがある方へ

専門家派遣 (無料)

対象者

老朽建築物または土地の所有者



相談できる専門家

弁護士、司法書士、行政書士、建築士、不動産鑑定士、税理士、ファイナンシャルプランナーなど相談内容に適した専門家をご自宅等に無料で派遣します。

派遣できる回数

1回2時間まで、同一年度5回まで

制度④ 老朽建築物取壊し後の土地をお持ちの方へ

固定資産税・都市計画税の減免

対象者

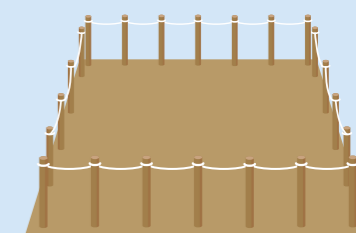
老朽建築物を取り壊した後の土地または建替え後の耐火・準耐火建築物をお持ちの方

内容

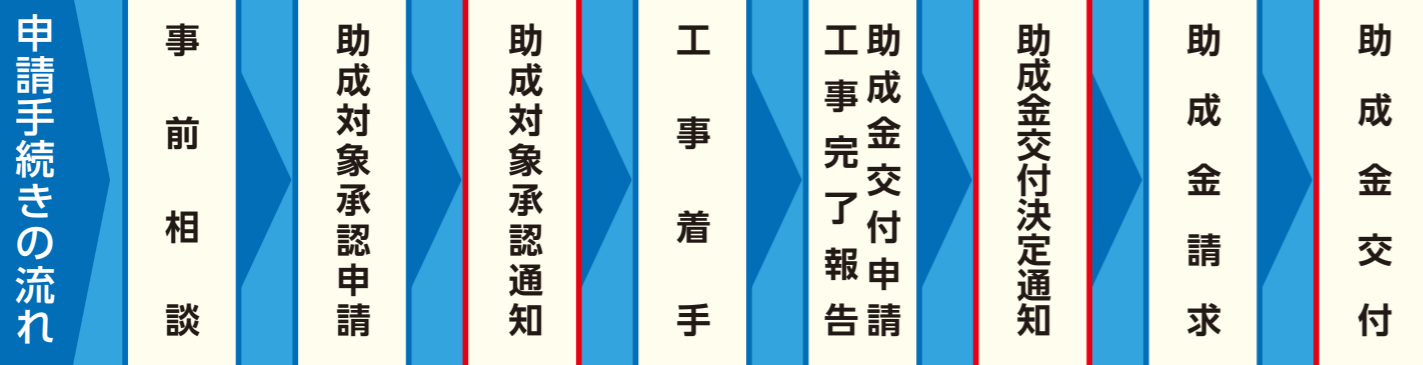
要件を満たす場合には、最長5年間固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。

固定資産税等の減免に関する問い合わせ先

江戸川都税事務所 固定資産税班
 03-3654-2151 (代表)



事前相談や助成金のご申請にあたっては、便利なオンライン申請をご利用ください。申請者 区



注意事項

書類の審査には対象建築物の現地調査などおおむね10日から14日を要します。期間に余裕をもってご申請ください。

- 工事の着手前に助成対象承認通知を受けることが必要です。
- 他の助成制度を利用している(利用する予定の)場合は、当該助成制度を利用できない場合があるため、必ず区へご相談ください。
- 助成対象承認後、申請内容に変更が生じた場合は、必ず区へご相談ください。